

医療費

■ 医療費助成の申請

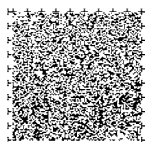
心身障害者医療費の助成 (障) (マル障)

身 知 精



◆ 自立援助係 (電話：5662-0062 / FAX：3656-5874)

	対象者	助成内容
受給者証の申請	下記の障害に該当する医療保険加入者 (国民健康保険、社会保険など) の方が対象となります。なお、新規申請は65歳未満です。 ・身体障害者手帳1級・2級 (内部障害を含む場合は3級まで) ・愛の手帳1度・2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ❗ <u>所得制限があります。</u> ❗ <u>生活保護受給者は対象外です。</u> ❗ <u>児童福祉法の措置による施設に入所している方を除きます。</u>	健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の自己負担金に対してその自己負担金の一部を助成します。 助成対象者には「(障) (マル障) 受給者証」を交付します。 ❗ <u>保険適用外の診療、入院時の差額ベッド代・食事代などは助成されません。</u>
償還 (払い戻し) 申請	・(障) 受給者証をお持ちの方が都外または(障) 受給者証を取り扱っていない医療機関で診療を受けた場合 ・認定の始期から(障) 受給者証の交付を受けるまでの期間に診療を受けた場合 など	左記のような場合での医療費の負担があった方が、区の窓口で償還 (払い戻し) 手続きを行うと、課税区分に応じて全額または一部の返金が受けられます。



難病等の医療費助成

難

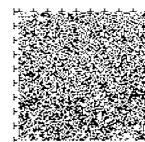


◆障害者福祉課医療給付係（電話：5662-1414／FAX：3656-5874）

◆各健康サポートセンター（15・16ページ参照）

	対象者	助成内容																		
⑧ 東京都の医療費助成（マル都医療券）	下記の東京都が指定する疾病と診断されていて、認定基準に該当する方 ・人工透析を必要とする腎不全 ・B型・C型ウイルス肝炎治療 ・先天性血液凝固因子欠乏症など ❗ 医療保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。助成対象者に「⑧（マル都）医療券」を交付します。																		
特定疾患（指定難病）医療費助成	国が指定する難病と診断されていて、次の①、②のいずれかに該当する方 ①その症状の程度が定められた重症度分類の程度にある方 ②①に該当しないが、指定難病に係る治療について高額な医療を継続することが必要であると認められる方	認定された難病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。 助成対象者に「特定医療費（指定難病）受給者証」を交付します。																		
小児慢性特定疾病医療費助成	次の特定の慢性疾患にかかっており、かつ認定基準に該当する原則18歳未満の方 <table><tr><td>①悪性新生物</td><td>⑩免疫疾患</td></tr><tr><td>②慢性腎疾患</td><td>⑪神経・筋疾患</td></tr><tr><td>③慢性呼吸器疾患</td><td>⑫慢性消化器疾患</td></tr><tr><td>④慢性心疾患</td><td>⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群</td></tr><tr><td>⑤内分泌疾患</td><td></td></tr><tr><td>⑥膠原病</td><td>⑭皮膚疾患</td></tr><tr><td>⑦糖尿病</td><td>⑮骨系統疾患</td></tr><tr><td>⑧先天性代謝異常</td><td>⑯脈管系疾患</td></tr><tr><td>⑨血液疾患</td><td></td></tr></table>	①悪性新生物	⑩免疫疾患	②慢性腎疾患	⑪神経・筋疾患	③慢性呼吸器疾患	⑫慢性消化器疾患	④慢性心疾患	⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	⑤内分泌疾患		⑥膠原病	⑭皮膚疾患	⑦糖尿病	⑮骨系統疾患	⑧先天性代謝異常	⑯脈管系疾患	⑨血液疾患		認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部または全額が助成されます。 また、入院時の食事療養費についても、一部または全額が助成されます。 助成対象者には「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。 ❗ 原則として、内科的治療が助成対象です。外科的治療については「自立支援医療（育成医療）の支給」（62ページ）をご参照ください。
①悪性新生物	⑩免疫疾患																			
②慢性腎疾患	⑪神経・筋疾患																			
③慢性呼吸器疾患	⑫慢性消化器疾患																			
④慢性心疾患	⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群																			
⑤内分泌疾患																				
⑥膠原病	⑭皮膚疾患																			
⑦糖尿病	⑮骨系統疾患																			
⑧先天性代謝異常	⑯脈管系疾患																			
⑨血液疾患																				

医療／各種医療費助成



自立支援医療（身体障害の方）



〈18歳未満の方〉

◆健康サービス課庶務係

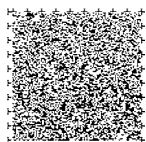
（電話：5661-2473／FAX：3655-9925）

◆各健康サポートセンター（15・16ページ参照）

〈18歳以上の方〉

◆自立援助係（電話：5662-0062／FAX：3656-5874）

	対象者	助成内容	窓 口
自立支援医療（育成医療）	（18歳未満） 治療を行わなければ、下記の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術などにより障害の改善が見込まれる方 ・肢体不自由 ・聴覚または平衡機能障害 ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 ・視覚障害 ・心臓機能障害、じん臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害、その他内臓障害 ！ 所得制限があります。	手術などにより障害の改善が見込まれる場合に、その医療費の一部または全額が支給されます。支給対象者には「自立支援医療受給者証（育成医療）」を交付します。 ！ 原則、事前の申請が必要です。詳しくは各窓口にご相談ください。	◆健康サービス課庶務係 電話 5661-2473 FAX 3655-9925 ◆各健康サポートセンター （15・16ページ参照）
自立支援医療（更生医療）	（18歳以上） 下記の要件をすべて満たしている方 ・身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方 ・身体障害者手帳に記載されている障害部位の軽減・除去のために対象となる医療を受ける方 ・指定医療機関（障害者総合支援法第59条の指定医療機関）で対象となる医療を受ける方 ！ 予定されている医療が更生医療の対象になるかは自立援助係にお問い合わせください。	手術などにより障害の程度を軽くしたり、取り除いたりすることが可能な場合に、その医療費の一部が支給されます。障害に対して、確実な治療効果が期待できる医療が対象となります。支給対象者には「自立支援医療受給者証（更生医療）」を交付します。 ！ 事前に申請が必要です。 医療費の1割が利用者負担となります。なお、利用者負担には、同一保険加入者の所得に応じて負担上限額があります。	◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874



精神障害者(児)の医療費助成

精



◆認定係（電話：5661-2465／FAX：3656-5874）

◆各健康サポートセンター（15・16ページ参照）

	対象者	助成内容
自立支援医療（精神通院医療）	（年齢制限なし） 精神障害者保健福祉手帳の有無を問わず、 精神疾患のために通院治療している方 ❗ <u>受給者証は、申請後3～4か月程度で 交付されます。</u> ❗ <u>更新の手続きは毎年必要ですが、自立 支援医療診断書（精神通院）の提出は 2年に1度になります。区から更新時期 の案内はありませんので、ご注意ください。</u>	精神疾患のために通院し、健康保険証を使って 病院、診療所などでかかった医療費の負担割合 を1割に軽減します。 また、住民税非課税世帯の方は、自己負担分を さらに助成する制度もあります。 精神通院医療にかかる往診・デイケア・訪問看 護・てんかんの診療および薬代も対象となります。 支給対象者には「自立支援医療受給者証（精神 通院医療）」を交付します。
小児精神障害者入院医療費助成	下記の要件をすべて満たしている方 ・小児精神病で入院医療を要する疾病及び精神 障害に付随する軽易な疾病に該当する方 ・江戸川区に住民登録がある方 ・満18歳未満の方（18歳の誕生日の前々日 までに新規申請された方が対象） ・健康保険証を用いて保険給付を受けている方 （生活保護受給者は対象外） ❗ <u>申請には所定の診断書が必要になりま す。まずは入院先の主治医にご相談く ださい。</u>	健康保険が適用される小児精神病の入院医療費 を助成します。 ただし、入院時の食事医療費の標準負担額は対 象外です。

